

第8章 配慮書の案から配慮書への主な修正点

第8章 配慮書の案から配慮書への主な修正点

本事業の計画段階環境配慮書の案についての意見を勘案するなどして、計画段階環境配慮書の案の記載事項について検討を加え、計画段階環境配慮書において行った主な修正内容は表 8-1 に示すとおりである。

なお、データの時点修正、表現の適正化及び誤字、脱字等の修正については適宜行った。

表 8-1 計画段階環境配慮書の案の記載事項の主な修正内容

計画段階環境配慮書の案の頁	計画段階環境配慮書の案	計画段階環境配慮書																																																								
P8	<p style="text-align: center;">表 2.2-2 焼却する計画ごみ質</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 20%;">項 目</th> <th style="width: 15%;">低質ごみ</th> <th style="width: 15%;">基準ごみ</th> <th style="width: 15%;">高質ごみ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">三成分</td> <td>水分 (%)</td> <td>58.4</td> <td>47.2</td> <td>36.4</td> </tr> <tr> <td>可燃分 (%)</td> <td>36.6</td> <td>46.3</td> <td>56.0</td> </tr> <tr> <td>灰分 (%)</td> <td>5.0</td> <td>6.4</td> <td>7.6</td> </tr> <tr> <td colspan="2">低位発熱量 (kJ/kg)</td> <td>5,800</td> <td>9,100</td> <td>13,000</td> </tr> <tr> <td colspan="2">全ごみ種の低位発熱量 (kJ/kg)</td> <td>6,500</td> <td>9,400</td> <td>12,800</td> </tr> </tbody> </table>		項 目	低質ごみ	基準ごみ	高質ごみ	三成分	水分 (%)	58.4	47.2	36.4	可燃分 (%)	36.6	46.3	56.0	灰分 (%)	5.0	6.4	7.6	低位発熱量 (kJ/kg)		5,800	9,100	13,000	全ごみ種の低位発熱量 (kJ/kg)		6,500	9,400	12,800	<p style="text-align: center;">表 2.2-2 焼却する計画ごみ質</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 20%;">項 目</th> <th style="width: 15%;">低質ごみ</th> <th style="width: 15%;">基準ごみ</th> <th style="width: 15%;">高質ごみ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">三成分</td> <td>水分 (%)</td> <td>58.4</td> <td>47.2</td> <td>36.4</td> </tr> <tr> <td>可燃分 (%)</td> <td>36.6</td> <td>46.3</td> <td>56.0</td> </tr> <tr> <td>灰分 (%)</td> <td>5.0</td> <td>6.4</td> <td>7.6</td> </tr> <tr> <td colspan="2">低位発熱量 (kJ/kg)</td> <td>5,800</td> <td>9,100</td> <td>13,000</td> </tr> <tr> <td colspan="2">全ごみ種の低位発熱量 (kJ/kg)</td> <td>6,500</td> <td>9,400</td> <td>12,800</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 計画ごみ質のデータは、現有 3 施設の調査データを元に設定している。</p>		項 目	低質ごみ	基準ごみ	高質ごみ	三成分	水分 (%)	58.4	47.2	36.4	可燃分 (%)	36.6	46.3	56.0	灰分 (%)	5.0	6.4	7.6	低位発熱量 (kJ/kg)		5,800	9,100	13,000	全ごみ種の低位発熱量 (kJ/kg)		6,500	9,400	12,800
	項 目	低質ごみ	基準ごみ	高質ごみ																																																						
三成分	水分 (%)	58.4	47.2	36.4																																																						
	可燃分 (%)	36.6	46.3	56.0																																																						
	灰分 (%)	5.0	6.4	7.6																																																						
低位発熱量 (kJ/kg)		5,800	9,100	13,000																																																						
全ごみ種の低位発熱量 (kJ/kg)		6,500	9,400	12,800																																																						
	項 目	低質ごみ	基準ごみ	高質ごみ																																																						
三成分	水分 (%)	58.4	47.2	36.4																																																						
	可燃分 (%)	36.6	46.3	56.0																																																						
	灰分 (%)	5.0	6.4	7.6																																																						
低位発熱量 (kJ/kg)		5,800	9,100	13,000																																																						
全ごみ種の低位発熱量 (kJ/kg)		6,500	9,400	12,800																																																						
P56	<p>事業実施想定区域及びその周辺には、「土壤汚染対策法」(平成 14 年法律第 53 号)に基づく「要措置区域」及び「形質変更時要届出区域」の指定地区はない。また、愛知県への聞き取りによると、事業実施想定区域は、過去においても、土壤汚染に係る要措置区域及び形質変更時要届出区域に指定された経歴はない。</p>	<p>事業実施想定区域及びその周辺には、「土壤汚染対策法」(平成 14 年法律第 53 号)に基づく「要措置区域」及び「形質変更時要届出区域」の指定地区はない。また、愛知県への聞き取りによると、事業実施想定区域は、過去においても、土壤汚染に係る要措置区域及び形質変更時要届出区域に指定された経歴はない。</p> <p>なお、平成 26 年 10 月に、事業実施想定区域北側の隣接地で、カドミウム、鉛、ふっ素及びほう素による土壤汚染が確認されたが、汚染原因は特定されていない。また、地下水への汚染は確認されていない。</p>																																																								